



一般社団法人 東京産婦人科医会  
会長 落合 和彦

昭和23年6月に優生保護法が成立し、同年9月の同法施行とともに東京都医師会に優生保護法指定医師審査委員会が設置され、同年11月には464名の指定医師が誕生しました。

この優生保護法の適正な運用をはかるために同年12月2日「東京母性保護医協会（東母）」が創設されました。これが現在の「東京産婦人科医会」の起源であります。初代会長は東京女子医科大学学長の久慈直太郎先生が就任され、また常任幹事として森山豊、中島精、樋口一成、中山安の錚々たる先生方が会務をこなされました。

昭和24年4月、谷口弥三郎先生を会長として全国の優生保護法指定医師で組織する日本母性保護医協会（日母）が創設され、東母の久慈会長も日母の副会長として参画されております。以降、今日に至るまで東京産婦人科医会は日本産婦人科医会の東京支部として機能してきた一方、首都圏における特殊性もあって、発足当時から独自の諸事業を展開してまいりました。

昭和39年からは日本大学教授の橋詰一男先生が第2代会長に就任されましたが、わずか半年で急逝されたこともあって昭和40年慈恵医大教授の渡辺行正先生が第3代会長として平成2年までの25年間の長きに渡って会の発展に尽力されました。その後、第4代会長として木口駿三先生、第5代会長として厚木齊陽先生、第6代会長大村清先生、第7代会長小林重高先生、第8代会長町田利正先生へと引き継がれてまいりました。

平成22年4月から私が第9代会長としてお世話させていただいております。

このように、本会の創設は「優生保護法（後の母体保護法）」の適正な運用をはかるための職能団体ではありましたが、その後の社会の変遷に呼応して学会と協調した生涯教育や医療経営、医療事故調査など社会活動全般についての支援事業、保険診療の適正な運用など幅広い活動をおこなってまいりました。日本産婦人科医会や東京都医師会、行政からの調査依頼も増えておりますが、前述したとおり発足以来、東京独自の事業を展開してまいりました。

その中に昭和43年から開始された「東母方式」による子宮がん検診事業があります。東京都予防医学協会の協力のもと東母会員による検診事業は現在もなお継続されております。その積み重ねられた実績に対し、平成4年日本医師会最高有功賞が受賞されました。今後も発足当時の精神を引き継ぎながら、より精度の高い新たな検診体制の確立にも尽力したいと考えております。昭和60年代には1600名を超える会員数を擁しておりましたが、現在会員は1200名前後と減少しました。

会員の高齢化は全国的な問題でもありますが、東京における少産少子化は最も深刻であります。産婦人科の診療形態も従来とは大きく変容しております。東京産婦人科医会としてはこれらの状況を踏まえて平成27年4月から一般社団法人として再出発をいたしました。従来からの事業に加えて、行政や医師会との連携した事業の割合が増加してきたことは、法人化の大きな理由ではありますが、それ以上に組織としての責任を持った社会活動が求められるようになってきたからであります。

法人組織としての組織強化のためには、会員各位の協力が必要不可欠であります。魅力ある組織を作ることによって、新たな会員を発掘し、次の世代へ継承してゆくことも大きな使命と考えておりますので、会員の皆様のご協力、ご支援を重ねてお願いいたしましてご挨拶とさせていただきます。